

日本史 土地制度史 確認問題集

全19問 / 解答・解説は後半

名前

記事「日本史 土地制度史の流れ | 班田収授から農地改革まで横断整理」を読んだあとに解く問題集です。答えを書いてから後半の解答・解説で確かめ、間違えた問題は解説にある記事の節を読み直してください。

第1部 一問一答

問いに当てはまる語句を答えなさい。

1 班田収授法で、6年ごとに作られ、口分田を与える基準となった台帳は何か。

2 722年に立てられた、口分田の不足を補うために大規模な開墾を進めようとした計画は何か。

3 10世紀ころ、受領から田地の耕作と納税を請け負った有力な農民を何というか。

4 国司の判断で不輸が認められた荘園を何というか。

5 地頭が一定額の年貢の納入を請け負い、荘園の管理をまかされる方法を何というか。

6 荘園領主が守護に年貢の徴収を請け負わせることを何というか。

7 太閤検地で、土地の価値を米の量で表し、年貢や軍役の基準としたしくみを何というか。

8 江戸時代、検地帳に登録されて田畑と屋敷を持ち、年貢を負担した百姓を何というか。

9 1872年から発行され、土地の所有者であることを示した証書は何か。

10 自分では耕作せず、小作料の収入で暮らす地主を何というか。

第2部 正誤問題

次の文ア～エのうち、誤っているものを1つ選びなさい。

11 奈良時代の土地政策について。

- ア 三世一身法では、新しく用水路を作って開墾した場合、3世代にわたって土地の保有が認められた。
- イ 墾田永年私財法では、開墾した土地の永久の私有が認められた。
- ウ 墾田永年私財法では、だれでも面積の制限なく開墾地を私有できた。
- エ 765年には、寺院などを除いて開墾が禁止された。

12 平安時代の荘園整理について。

- ア 最初の荘園整理令は、902年の延喜の荘園整理令である。
- イ 延喜の荘園整理令で、記録荘園券契所が置かれた。
- ウ 延久の荘園整理令は、後三条天皇が出した。
- エ 延久の荘園整理令は、摂関家の荘園も例外としなかった。

13 中世の土地支配について。

- ア 承久の乱のあと、没収した土地に新補地頭が置かれた。
- イ 下地中分は、荘園の土地そのものを荘園領主と地頭で分け合う方法である。
- ウ 1352年の半済令は、最初から全国のすべての国を対象に出された。
- エ 守護は、半済で得た土地を配下の武士に分け与えた。

14 近代以降の土地制度について。

- ア 地租改正で、課税の基準は収穫高から地価に改められた。
- イ 地租改正で、地租は土地の所有者が現金で納めることになった。
- ウ 地租の税率は、1877年に地価の3%から2.5%に引き下げられた。
- エ 農地改革は、第一次の改革だけで寄生地主制の解体を実現した。

第3部 年代の並べ替え

次のア～エを、古いものから年代順に並べなさい。

15 古代の土地政策を年代順に並べなさい。

- ア 墾田永年私財法が出された。
- イ 大宝律令が完成した。
- ウ 三世一身法が出された。
- エ 延喜の荘園整理令が出された。

16 中世から近世の土地政策を年代順に並べなさい。

- ア 太閤検地が始まった。
- イ 新補率法が定められた。
- ウ 半済令が出された。
- エ 延久の荘園整理令が出された。

17 近世から戦後の土地政策を年代順に並べなさい。

- ア 地租改正条例が出された。
- イ 分地制限令が出された。
- ウ 自作農創設特別措置法が出された。
- エ 田畑永代売買禁止令が出された。

第4部 論述問題

次の問いに答えなさい。字数は目安です。

18 太閤検地によって荘園制が解体された理由を、太閤検地の内容にふれながら100字程度で説明しなさい。

19 明治政府が地租改正を行った目的と、その内容を120字程度で説明しなさい。

日本史 土地制度史 確認問題集 解答・解説

第1部 一問一答

1 戸籍

班田収授法は、6年ごとに作る戸籍にもとづいて、6歳以上の男女に口分田を与えるしくみでした。台帳の作成と班田が結びついていた点が重要です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／古代：公地公民と班田収授法

2 百万町歩開墾計画

翌723年の三世一身法とセットで、奈良時代に政府が開墾の奨励へ方針を切りかえたことを示す政策です。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／奈良時代

3 田堵

10世紀初めごろ、戸籍・計帳で人を単位に税を取る方法が行きづまり、田地を単位に税を取る方法へ切りかわりました。受領は田堵に耕作と納税を請け負わせました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

4 国免荘

太政官や民部省の文書で不輸が認められた官省符荘と対にして覚えます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代（用語の表）

5 地頭請

豊作・凶作にかかわらず一定額の年貢を納めることが条件でした。土地そのものを分ける下地中分との違いが正誤問題で問われます。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／鎌倉時代

6 守護請

荘園の管理を守護にまかせ、豊作・凶作にかかわらず一定額の年貢を納めさせるしくみです。半済令と並んで、守護が守護大名へと成長する手段になりました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／室町～戦国時代

7 石高制

戦国大名の中には銭に換算した貫高を用いる者もいましたが、太閤検地で米の量（石高）に統一されました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／安土桃山時代

8 本百姓

幕府や藩の財政を支える存在だったため、田畑永代売買禁止令や分地制限令で没落を防ごうとしました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／江戸時代

9 地券

地券の所有者が、翌1873年の地租改正条例で地租を納める人になりました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代

10 寄生地主

松方財政によるデフレで土地を手放す農民が増え、明治後期にかけて寄生地主制が広がりました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／大正～戦後

第2部 正誤問題

11 ウ

墾田永年私財法では、位階などに応じて持てる面積に上限がありました。「制限なく」とする選択肢は誤りです。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／奈良時代、入試で狙われるポイント

12 イ

記録荘園券契所は、1069年の延久の荘園整理令で置かれました。延喜と延久の組み合わせをずらすのは定番のひっかけです。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／平安時代

13 ウ

半済令は、最初は近江・美濃・尾張の3国に1年限りで出され、のちに対象が広がりました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／室町～戦国時代

14 エ

第一次農地改革は不十分とされ、1946年の自作農創設特別措置法による第二次農地改革で寄生地主制の解体が進みました。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／大正～戦後

第3部 年代の並べ替え

15 イ→ウ→ア→エ

大宝律令（701年）→三世一身法（723年）→墾田永年私財法（743年）→延喜の荘園整理令（902年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

16 エ→イ→ウ→ア

延久の荘園整理令（1069年）→新補率法（1223年）→半済令（1352年）→太閤検地の開始（1582年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

17 エ→イ→ア→ウ

田畑永代売買禁止令（1643年）→分地制限令（1673年）→地租改正条例（1873年）→自作農創設特別措置法（1946年）の順です。

記事の該当箇所：まず全体像（年表）

第4部 論述問題

- 18** 解答例：太閤検地は面積の単位や升を統一し、土地の生産力を石高で表した。さらに一地一作人の原則で、1つの土地に1人の耕作者を検地帳に登録して年貢を納めさせた。これにより、1つの土地に何重にも権利が重なる荘園のしくみが否定された。

採点のポイント：①基準の統一（京枴など）と石高制、②一地一作人と検地帳への登録、③荘園の重なった権利が否定されたこと、の3点が入っているか。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／安土桃山時代

- 19** 解答例：年ごとの収穫で増減する年貢では財政が安定しないため、政府は地租改正を行った。地券を発行して土地の所有者を確定し、課税の基準を収穫高から地価に改め、地価の3%を土地の所有者に現金で納めさせた。これにより安定した財政収入を得た。

採点のポイント：①目的（財政の安定）、②地券と土地所有者、③地価を基準とすること、④税率3%と金納、の4点が入っているか。反対一揆と2.5%への引き下げまで書けるとさらによい。

記事の該当箇所：時代ごとに詳しく見る／明治時代、論述で使える要点

記事：日本史 土地制度史の流れ | 班田収授から農地改革まで横断整理 <https://lawcityblog.com/nihonshi-theme-tochi/>
問題・解説は文系ラボのオリジナルです。無断転載を禁じます。